第65条の８第１項若しくは第２項若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第７号）又は平成23年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項若しくは平成23年旧措置法第65条の９（平成23年旧措置法第65条の７第１項の表の第14号）	00254	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第８号）又は平成23年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項若しくは平成23年旧措置法第65条の９（平成23年旧措置法第65条の７第１項の表の第15号）	00255	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
平成23年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は平成23年旧措置法第65条の９（平成23年旧措置法第65条の７第１項の表の第16号）	00256	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
平成24年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項若しくは平成24年旧措置法第65条の９（平成24年旧措置法第65条の７第１項の表の第９号）又は平成23年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項若しくは平成23年旧措置法第65条の９（平成23年旧措置法第65条の７第１項の表の第17号）	00257	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第９号）	00423	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
平成23年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は平成23年旧措置法第65条の９（平成23年旧措置法第65条の７第１項の表の第18号）	00258	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第10号）又は平成23年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項若しくは平成23年旧措置法第65条の９（平成23年旧措置法第65条の７第１項の表の第19号）	00370	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

様式第一の記載要領第四号の表技術研究組合の所得計算の特例の項、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項を次のように改める。

技術研究組合の所得計算の特例	第66条の10第１項又は平成23年旧措置法第66条の10第１項	00373	法規別表十三(十一)「５」の欄の金額（当該金額が同表「７」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	第66条の11第１項又は平成23年旧措置法第66条の11第１項	00374	法規別表十(七)「31」の欄の金額
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号。以下この表において「特定非営利活動促進法一部改正法」という。）附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の２第１項	00375	法規別表十四(二)「26」の欄の金額
	第66条の11の２第１項	00393	法規別表十四(二)「26」の欄の金額
	第66条の11の２第２項又は特定非営利活動促進法一部改正法附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の２第２項（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人（以下この表において「認定特定非営利活動法人」という。）又は特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第４項に規定する旧認定特定非営利活動法人（以下この表において「旧認定特定非営利活動法人」という。））	00394	法規別表十四(二)「42」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に認定特定非営利活動法人又は旧認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額
	第66条の11の２第２項（特定非営利活動促進法第２条第４項に規定する仮認定特定非営利活動法人（以下この表において「仮認定特定非営利活動法人」という。））	00424	法規別表十四(二)「42」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に仮認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額

様式第一の記載要領第四号の表特定の医療法人の法人税率の特例の項及び農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例の項を次のように改める。

特定の医療法人の法人税率の特例	第67条の２第１項又は平成23年12月旧措置法第67条の２第１項	00395	法規別表一(三)「29」の欄の金額
農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	第67条の３第１項	00376	法規別表十(七)「22」の欄の金額